

令和 3 年守山市議会 6 月定例会議日程

(会議期間 21 日間)

月	日	曜	日 程		開 議 時 刻
6	4	金	本 会 議	開会、諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、提案説明	午前 9 時 30 分
	5	土	休 会	議案熟読調査 質疑、質問締切日（9 日 午後 5 時 15 分）	
	6	日			
	7	月			
	8	火			
	9	水			
	10	木			
	11	金			
	12	土			
	13	日			
	14	月	本 会 議	個人質問（議案質疑および一般質問） 委員会付託	午前 9 時 30 分
	15	火			
	16	水	休 会	総務常任委員会 文教福祉常任委員会 環境生活都市経済常任委員会 討論締切（23 日正午）	(午前 9 時 30 分) (午前 9 時 30 分) (午前 9 時 30 分)
	17	木			
	18	金			
	19	土			
	20	日			
	21	月			
	22	火			
	23	水			
	24	木	本 会 議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 特別委員長審査報告	午前 9 時 30 分

令和3年守山市議会6月定例会提出議案(案)

1 付議件数

専決案件	— 件	その他の案件	4 件
認定案件	— 件	諮問案件	— 件
予算案件	1 件	推薦案件	— 件
条例案件	11 件	提出案件計	16 件
人事案件	— 件	(報告案件)	5 件

提出日 令和3年6月4日(予定)

2 議案概要

【議第40号】 令和3年度守山市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出補正額 132,659千円 (補正後の額 29,375,159千円)

【議第41号】 公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例および守山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 全国的に取り組まれている手続きにおける押印の見直しについて、本市においても行政手続の簡素化による市民の負担軽減の実現を目的に、各種手続の押印を見直すため、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例
- (2) 守山市固定資産評価審査委員会条例

(施行期日) 令和3年7月1日

【議第42号】 守山市職員の給与に関する条例および守山市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) CO2排出実質ゼロ社会を見据えた環境保全への貢献および職員の健康増進を図るため、市職員の通勤時の自転車利用の促進を目的に、自転車利用者の通勤手当を自動車利用者と同額とするために必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 令和3年8月1日

【議第43号】 守山市税条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行おうとするもの

(1) 市民税関係

ア 所得税の扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し(30歳以上70歳未満の国外居住者で留学者や障害者等以外は扶養控除の対象から除く)に伴い、個人住民税均等割および所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の範囲についても、同様の範囲とする見直しを行う。

イ 特定公益増進法人等への寄付金の寄付金控除等について、出資に関する業務に充てることが明らかな寄付金を控除対象から除外する。

ウ 健康増進や疾病予防のための取組として、医療用から転用された一般用医薬品等の購入費に対する医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、令和5年度から令和9年度も適用できるよう5年間延長する。

エ 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置について、令和3年12月31日までの入居要件の期限を令和4年12月31日まで1年間延長する。

オ 関係条文の字句の整備

(2) 固定資産税関係

ア 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、浸水の防止を図るために取得する雨水貯留浸透施設の償却資産を、課税標準額の6分の1に減額する措置を追加する。

イ 3年間同額となる土地の固定資産税評価額において、地価が下落した場合に修正することができる下落修正措置を、令和4年度および令和5年度についても継続して適用する。

(施行期日等)

(1) 施行期日 公布の日

ただし、

ア 上記(1)イ・ウについては、令和4年1月1日

イ 上記(1)アについては、令和6年1月1日

ウ 上記(2)アについては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日

(2) 経過措置

市民税および固定資産税について、それぞれ経過措置を設ける。

【議第44号】 守山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 新型コロナウイルス感染症により、一定の収入が下がった方等への国民健康保険税の国の財政支援を伴う減免措置が令和3年度も継続されることから、減免対象の納期限を令和3年3月31日から令和4年3月31日とする改正を行おうとするもの

(施行期日) 公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

【議第45号】 守山市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 法律に基づき省令が改正されたため、家庭的保育事業者等における記録等について、電磁的な手法により行うことができることとなったため、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 令和3年7月1日

【議第46号】 守山市介護保険条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 新型コロナウイルス感染症により、一定の収入が下がった方等への介護保険料の国の財政支援を伴う減免措置が令和3年度も継続されることから、減免対象の納期

限を令和3年3月31日から令和4年3月31日とする改正を行おうとするもの
(施行期日) 公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

【議第47号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されたことに伴い、個人番号カードの発行に係る手数料を地方公共団体情報システム機構が定めることとなったため、条例に定める個人番号カード再交付手数料の規定を削除する改正を行おうとするもの

(施行期日) 令和3年9月1日

【議第48号】 守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 令和3年10月からの新環境センター稼働にあたり見直しを行った一般廃棄物処理手数料について、現行の「焼却ごみ指定袋」および「破砕ごみ指定袋」の使用期間を令和4年3月31日までとしていたものを、引き続き使用可能とするために必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 公布の日

【議第49号】 守山市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 守山駅西口喫煙所撤去に伴い、路上喫煙防止策のさらなる強化を図るため、路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をした者に対し、必要な「指導」をすることができ規定を追加するために、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 令和3年11月1日

【議第50号】 守山市高齢者労働能力活用研修センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 新庁舎の整備に伴い、現庁舎敷地内にある「高齢者労働能力活用研修センター（シルバーワークプラザ守山）」を、旧おうみ富士農業協同組合の小津支店跡地に仮移転することに伴い、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 令和3年9月1日

【議第51号】 守山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、市民交流ゾーン地区計画を策定し、地区整備計画を定めることに伴い、当該地区整備計画で定めている建築物に関する制限について、その実効性を担保するため、必要な改正を行おうとするもの

(1) 地区整備計画の名称等

市民交流ゾーン地区整備計画 約6.6ヘクタール

草津守山線（湖南幹線。以下「湖南幹線」とする。）の東側（守山警察署周辺）

(2) 用途の制限

都市計画法第18条の2に規定される都市計画に関する基本的な方針に適合すると市長が認めるもので、水泳場その他これに類する運動施設、店舗、飲食店、起業・創業またはICT・環境など成長分野にかかる事務所等といった建築できる建物以外を制限する。

(3) 建築物の敷地面積の最低限度

5,000㎡

ただし、周辺施設の利用者の利便性を向上させ、かつ、規定された建築できる建物のうち、店舗等や起業・創業、またはICT等の成長分野に係る事務所等に供する建築物にあつては、この限りではない。

(4) 壁面の位置の制限

建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から境界線までの距離は次のとおり。ただし、生垣等により壁面連続性が確保される場合はこの限りでない。

ア 1号壁面線（湖南幹線の東側）は、5m以上10m以下

イ 2号壁面線（元町杉江線の北側）は、4m以上

ウ 3号壁面線（元町杉江線の南側）は、1m以上

エ 4号壁面線（金森下之郷線の両側）は、2m以上6m以下

(5) 高さの最高限度

15m

ただし、次の区域については10mとする。

ア 金森下之郷線の道路中心線から30mの区域

イ 緑地第2号（目田川沿い）の境界から20mの区域

（施行期日） 令和3年6月30日

【議第52号】 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

1 契約の目的 守山中学校給食棟建築工事

2 契約の金額 227,480,000円

3 契約の相手方

住 所 滋賀県守山市守山六丁目1番1号

商号および代表者氏名

株式会社桑原組 守山営業所

所長 田 中 一 成

【議第53号】 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

1 契約の目的 守山北中学校給食棟建築工事

2 契約の金額 258,830,000円

3 契約の相手方

住 所 滋賀県甲賀市甲賀町相模141番地の1

商号および代表者氏名

京都建物辻正株式会社

代表取締役 辻 政 志

【議第54号】 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

1 契約の目的 明富中学校給食棟建築工事

2 契約の金額 271,700,000円

3 契約の相手方

住 所 滋賀県守山市石田町1番地1

商号および代表者氏名

株式会社北川建設

代表取締役 黒 田 好 美

【議第55号】 契約の締結につき議決を求めることについて

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

1 契約の目的 守山南中学校屋内運動場大規模改造建築工事

2 契約の金額 191,180,000円

3 契約の相手方

住 所 滋賀県甲賀市水口町水口1590番地1

商号および代表者氏名

株式会社フジサワ建設

代表取締役 藤 澤 正 幸

【報告第7号】 令和2年度守山市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するもの（一般会計）

【報告第8号】 令和2年度守山市土地開発公社の決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの

【報告第9号】 令和3年度守山市土地開発公社の事業計画および予算について

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの

【報告第10号】 令和3年度一般財団法人守山野洲市民交流プラザの事業計画および予算について

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの

【報告第11号】 令和3年度公益財団法人守山市文化体育振興事業団の事業計画および予算について
地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの

令和3年守山市議会6月定例会会議 補正予算の概要

1 【議第40号】 令和3年度守山市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出補正額 132,659 千円
(補正後の額 29,375,159 千円)

補正概要

◆ 新型コロナウイルス感染症対策費の補正

① ひとり親以外の子育て世帯生活支援特別給付金事業費の補正

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ひとり親以外の子育て世帯に生活支援特別給付金を給付するもの 95,638千円

下記の対象者に、児童1人あたり50千円を給付

・令和3年4月分の児童手当・特別児童扶養手当支給対象者で令和3年度住民税均等割が非課税である者
・対象児童(18歳到達時の年度末までの子、障害児については20歳未満)を養育し、新型コロナウイルスの影響による減収で収入が住民税均等割が非課税となる水準になっている者

② 3密を避けた市内飲食店利用推進事業の増額補正

テイクアウト品への助成の増加を見込むとともに、実施期間を9月末から12月末に延長するため24,300千円を増額するもの

③ 生活困窮世帯への生活支援に係る補正

・新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮が続く世帯に生活支援物資を配布 933千円

・アウトリーチ支援拠点運営補助金 500千円

ひとり親世帯等に食料支援を通して相談や見守り等の支援を実施

④ こども食堂等開催のための事業補助金の補正 1,000千円

◆ その他の補正

⑤ コミュニティ活動推進事業費補助金の補正

自治会のコミュニティ活動・防災活動に係る設備等の整備補助

コミュニティ活動:3自治会(焰魔堂・播磨田・弥生の里)5,100千円、防災活動:1自治会(本町)1,800千円

⑥ 担い手確保・経営強化支援事業補助金の補正

担い手が実施する農業用機械等の導入補助:1団体(木浜営農組合)3,388千円

歳入歳出補正

(歳入)

		千円
国庫支出金		95,638
民生費国庫補助金		95,638
(子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金)	95,638	
県支出金		3,388
農水産業費県補助金		3,388
(担い手確保・経営強化支援事業補助金)	3,388	
繰越金		26,733
繰越金		26,733
(前年度繰越金)	26,733	
諸収入		6,900
雑入		6,900
(コミュニティ助成事業助成金)	6,900	

(歳出)

		千円
総務費		5,100
総務管理費		5,100
(コミュニティ活動推進事業費補助金(自治会コミュニティ活動))	5,100	
民生費		98,071
社会福祉費		1,433
(生活困窮世帯への生活支援およびアウトリーチ支援拠点運営補助金)	1,433	
児童福祉費		96,638
(こども食堂等開催のための事業補助金)	1,000	
(ひとり親以外の子育て世帯生活支援特別給付金)	95,638	
農水産業費		3,388
農業費		3,388
(担い手確保・経営強化支援事業補助金)	3,388	
商工費		24,300
商工費		24,300
(3密を避けた市内飲食店利用推進事業)	24,300	
消防費		1,800
消防費		1,800
(コミュニティ活動推進事業費補助金(防災資機材整備))	1,800	